

一般社団法人宮崎県林業公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県林業公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林及び林業に関する事業その他緑化に関する事業を行うことにより、国土の保全、森林資源の培養、木材の安定供給、水資源のかん養及び自然環境・地球環境の保全を図り、地域経済の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 分収造林事業又は分収育林事業
- (2) 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業
- (3) 森林の施業又は経営の受託事業
- (4) 森林、林業その他緑化に関する普及啓発事業
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は、宮崎県において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する次の個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 宮崎県
- (2) 市町村
- (3) 宮崎県森林組合連合会

(4) 森林組合

(5) その他この法人の目的に賛同するもの

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込書を受理したときは、これを審査し、意見を付して理事会に提出しなければならない。

3 理事長は、理事会において審査の結果、加入の承認があったときは、その旨を申込者に書面をもって通知し、遅滞なく社員名簿に記載する。

4 理事長は、理事会の審査の結果、加入が認められなかったときは、理由を付してその旨を申込者に書面をもって通知するものとする。

5 社員としての地位は、第3項の社員名簿に記載したときに生じる。

(届出)

第7条 社員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくこの旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 社員たる資格を失ったとき。

(2) 名称、代表者の住所若しくは氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったとき。

(社員預り金)

第8条 社員は、1口以上の社員預り金を預入れなければならない。

2 社員預り金1口の金額は1万円とする。

3 社員預り金は、現金をもって、その全額を一時に払い込むものとする。

4 社員は、社員預り金の払込みについて、相殺をもってこの法人に対抗することはできない。

(社員預り金の払戻し)

第9条 社員は、退社したとき、社員預り金の払い戻しを請求することができる。ただし、退社のときから2年以内に請求がないときは払戻しをしない。

2 前項の請求があったときは、この法人は、請求のあった日の属する年度の終わりにおいて払戻しするものとする。

3 除名によって社員が退社したときは、社員総会の決議を得て、社員預り金の全部又は一部の払い戻しをしないことができる。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合この法人は、除名の決議を行う社員総会の一週間前までに、その社員に対し、理由を付して除名する旨を書面をもって通知し、かつ当該総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、社員総会において除名の決議があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、その社員に通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 除名した社員に対する社員預り金の払戻しの可否の決定
- (3) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の決議に基づき各理事が社員総会を招集する。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 宮崎県以外の社員の社員総会における議決権は、1名につき1個とする。

2 宮崎県の議決権は、宮崎県以外の社員の有する議決権の3分の1（1個未満の端数は四捨五入する）とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を決議前にこの法人に提出しなければならない。

2 前項の規定により議決権を行使した社員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 社員は、書面をもって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、決議前にこの法人に提出しなければならない。

3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(社員総会の決議の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第23条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員の中から議長の指名する議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項(第27条第4項の報告を除く)を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産及びその管理)

第38条 この法人の資産は、運用財産とし、理事長が管理する。管理の方法は理事長が理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は河野俊嗣、副理事長は堀野誠、常務理事は萩原俊元、会計監査人は温水宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散

の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行の際現に変更前の定款第10条の規定により出資された出資金は、この定款第8条の規定により預け入れられた社員預り金とみなす。

